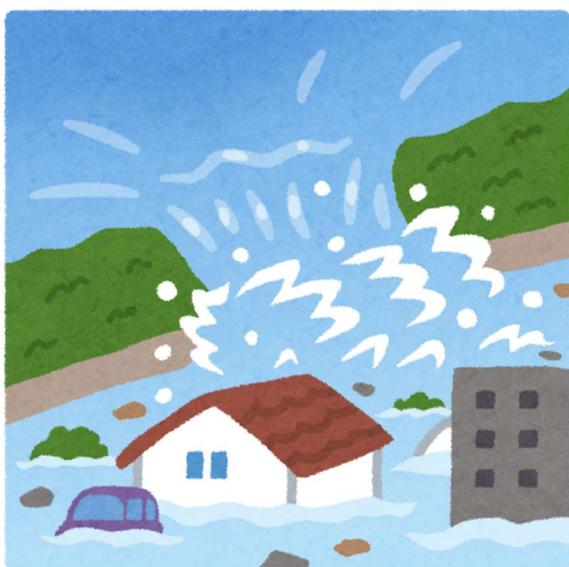


災害廃棄物処理 ハンドブック



大きな災害が起きた時
「ごみ」って
どうすればいいの??



いっしょに
考えるにゃん。



kunitachi 国立市

はじめに

国立市では、近年各地で発生している地震や風水害などの大規模災害によって生じる多量の災害廃棄物を円滑に適正に処理していくために、行政が日頃から備えていくべき事項と災害廃棄物処理における基本的な事項を定めた「国立市災害廃棄物処理計画」を策定しました。

本ハンドブックは、大規模災害発生時に復旧・復興への第一歩となる災害廃棄物の処理を行政が迅速に行っていくために、市民の皆さまにも日頃から災害に備えていただくことを目的としています。

目次

1. 災害によって、どんな「ごみ」がでてくるの？
.....P 1
2. 災害によって、どのくらいの「災害廃棄物」がでるの？
.....P 2
3. 災害時に「ごみ」はどうやって出すの？
.....P 3
4. 地区集積所と仮置場は、どこにできるの？
.....P 5
5. 「災害廃棄物」はすべて燃やしたり埋め立てるの？
.....P 6
6. 災害時のごみの出し方はどうやってわかるの？
.....P 7
7. いま私たちにできることはあるの？
.....P 8

1. 災害によって、どんな「ごみ」がでてくるの？

☞ 日常生活で生じる「生活ごみ」に加えて、災害時特有の「災害廃棄物」が多量に発生します。

地震や風水害などの大規模な災害が発生すると、家や建物が壊れ、木くずや崩れたブロックなどの「災害がれき」が多量に発生します。また、災害によって使用できなくなった家具などの「片付けごみ」も多量に発生します。



これらを「**災害廃棄物**」といいます。

また、避難所が設置された場合は、「避難所ごみ」が発生し、自宅のトイレが使えなくなったりした場合は、仮設トイレなどを設置することになりますので「し尿」などが新たに発生します。

災害時に市民の皆さまがごみを無秩序に出してしまうと緊急車両が通行できない、ごみの処理が長期化する、悪臭等による生活衛生環境の悪化につながるなど、早期復興の妨げになりかねません。

元の生活を早く取り戻すためには、みんながルールを守ってごみを出すことが大事にやん。



2. 災害によって、どのくらいの「災害廃棄物」がでるの？

👉 立川断層帯地震によって発生する「災害廃棄物」は約35万トンになります。

『国立市総合防災計画』で想定している立川断層帯地震(M7.4)によって発生する「災害廃棄物」は約35万トンとなります。これは、令和2年度の市の総ごみ量(19,484トン)の約18年分になります。

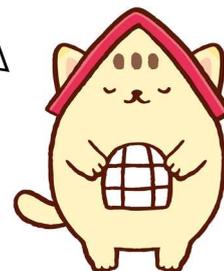
災害廃棄物発生状況(参考)



出典：「環境省災害廃棄物フォトチャンネル」 (http://kouikishori.env.go.jp/photo_channel/)

通常の「生活ごみ」の処理と並行して多量の「災害廃棄物」を円滑に処理していくためには、災害時にいち早く処理体制を整えることが重要となりますので、市では、日頃の備えとして国・都、民間事業者などとの連携体制の構築などを積極的に行っていきます。

発災後すぐは、片付け
ごみの収集を優先する
にゃん。通常ごみの収
集は一時的に中止する
こともあるので、協力
してほしいにゃん。



3. 災害時に「ごみ」はどのように出すの？

☞ 災害廃棄物は臨時で設置する地区集積所や仮置場などに
出していただくことになります。

災害時の「ごみ」は、【図表－1】の流れを基本に処理します。

被災しなかった地域は日頃と同様のごみの出し方になります。また、被災した地域においても生活に伴い発生するごみは、**日頃と同様のごみの出し方になります**が、災害廃棄物のうち「片付けごみ」は「**地区集積所¹**」か「**一次仮置場²**」へ持ち込んでいただくことになります（被害規模によっては、戸別収集も想定されます。）。

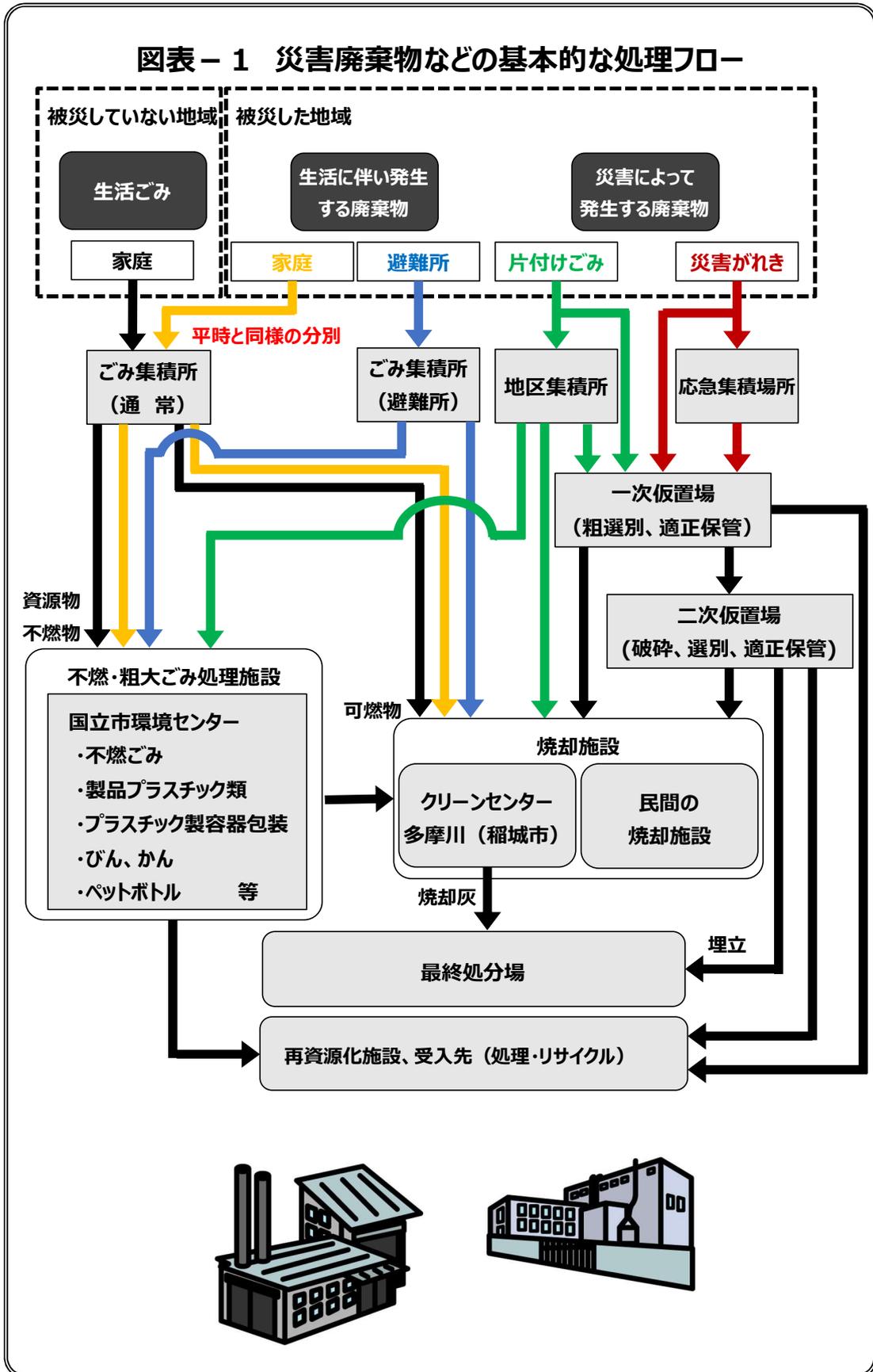
発災後、市は速やかに災害時のごみの出し方を決めて、市民の皆さまにお知らせします。



¹ 住宅地などに設置し、市民が自ら片付けごみを搬出する仮置場。

² 地区集積所などから市が収集した災害廃棄物を集積し、分別・保管する仮置場。

図表-1 災害廃棄物などの基本的な処理フロー



4. 地区集積所や仮置場は、どこにできるの？

👉身近な公園などの運びやすい場所に地区集積所を設置します。

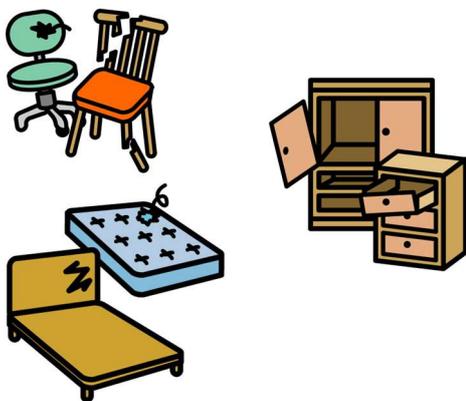
各地のこれまでの大規模災害では、早く片付けごみを出したい住民が家の前にごみを出してしまい、処理作業の支障になってしまったことが生じています。

本市においては、被災した方が「片付けごみ」を出しやすいように、身近で利用しやすい公園などに小規模な臨時のごみ置き場として「地区集積所」を設置します。また、「災害廃棄物」を適正に処理していくために、大きい公園などに「一次仮置場」も合わせて設置します。



これら「地区集積所」や「一次仮置場」は、災害時に被災地域や被害規模を考慮して速やかに設置できるように、日頃から活用できそうな土地をリストアップしていきます。

なお、高齢などにより搬送が困難な方には、戸別収集やボランティアセンターと連携した運搬支援も検討します。



持ち込む時は、り災証明書や身分証を確認する必要があるにゃん。



5. 「災害廃棄物」はすべて燃やしたり埋め立てるの？

👉「災害廃棄物」は、行政・市民が一体となって徹底した分別・選別を行い、リサイクルの推進と埋立処分量の低減を図ります。

焼却処分場の焼却能力や最終処分地の埋立可能量には限界があるため、多量に発生する「災害廃棄物」を簡単に燃やしたり埋め立てたりすることはできません。分別や選別を適正に行うことによって、「災害廃棄物」も可能な限りリサイクルして、最終処分量を減らすことで、処理期間の短縮や処理費用の削減につながります。また、再資源化した復興資材を地域の復興などに役立てます。

仮置場などにおける分別区分については、仮置場などの活用方法や災害廃棄物の集約・処理を考慮して決定しますが、想定される分別例としては、図表－2 のようになります。



みんなが分けられると、スムーズに処理できるので助かるにやん。

図表－2 仮置場などの分別例

種別	分別区分
地区集積所	<ul style="list-style-type: none"> ・可燃系混合物 ・不燃系混合物 ・廃家電 ・畳 ・布団類 ・処理困難物 ・資源物（びん、かん、ペットボトル等） など
一次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ・可燃系混合物 ・不燃系混合物 ・廃家電 ・畳 ・布団類 ・処理困難物 ・コンクリートがら ・木くず ・金属くず ・廃自動車 など

※本図表において二次仮置場は除外

6. 災害時のごみの出し方はどうやってわかるの？

👉 日頃から活用している媒体を基本に、皆さまに的確に情報発信します。

災害廃棄物の処理を適正かつ円滑に進めるためには、仮置場などの設置、ごみの分別、便乗ごみの排出防止などについて、市民の皆さまに早期にわかりやすく周知する必要があります。

発信方法としては、日頃から活用している媒体を基本に、市民の皆さまに情報発信します（媒体の例：掲示板への貼り出し、ホームページ、広報車、防災行政無線、回覧板、くにたちメールなど）。

ただし、災害後は、電波の状況が悪く、ホームページなどが見にくくなる場合があります。状況が改善されるまでの有効な手段としては、広報掲示板への紙のチラシの掲示が考えられますので、お近くの広報掲示板の場所を日頃から確認しておいてください。

【くにたちメールの登録】

スマートフォン等からご登録

- 空メールから登録

メールアドレス：entry-kunitachi@sg-m.jp

- 登録サイト（すぐメール）

HP <https://service.sugumail.com/kunitachi/>

PC からご登録

- 登録サイト（すぐメール）

HP <https://servce.sugumail.com/kunitachi/member>



ふだんからメールや「LINE」を登録しておく
便利にゃん。

【LINE 国立市公式アカウント「友だち登録」】

「LINE」をお手持ちのスマートフォン等にインストールしていただき、左記 QR コードを読み取っていただくか、「LINE」アプリ内の「友だち追加」画面の「ID 検索」で「@city_kunitachi」と入力いただき、「国立市」を友だち登録してください。



7. いま私たちにできることはあるの？

ひとりひとりが、災害が起こり得るものだということを意識して、日頃から「不要な物をためておかない」、「地域の防災力を向上させる」など、できることから取り組んでください。

これまで国立市では多量の災害廃棄物が発生する事態に直面したことがありませんので、災害廃棄物の処理については市も手探りで行っていきしかありません。「国立市災害廃棄物処理計画」を策定したことを契機と捉え、連携体制の構築や職員訓練などの災害の備えを行っていきます。

多量に災害廃棄物を発生させないため、また、災害廃棄物を円滑に処理していくためには、市民の皆さまのご協力が不可欠となります。日頃から不要な物をためておかずに、計画的なごみの排出にご協力ください。



また、災害廃棄物のことを日頃から考えていただくきっかけづくりとして、「わくわく塾くにたち」や「市民ワークショップ」、自治会などの地域単位で「地区懇談会」などを開催したいと考えていますので、ふるってご参加ください。



一緒に考えてほしい
にゃん。

国立市

災害廃棄物処理ハンドブック

発行 令和3年11月

国立市生活環境部ごみ減量課

電話 : 042-576-2119(直通)

メール : sec_gomigenryo@city.kunitachi.lg.jp